

## 児童に係る福祉手当等

問 福祉課 Tel.0493-62-0716

### 児童手当

家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的に、中学校修了前までの子供を養育している方に支給されます。

次の場合でも手当を受けることができます。

- ▶ 離婚調停中等により別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給されます。
- ▶ 父母が海外に住んでいる場合、その父母が町内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給されます。
- ▶ 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給されます。
- ▶ 児童が里親等に委託されている場合や施設に入所している場合は、原則その児童の里親などや施設の設置者に支給されます。

現況届の提出は不要です。

令和4年度より現況届の提出が、原則不要となりました。児童の養育状況の変更などにより、提出が必要な方には、現況届を郵送します。お手元に届きましたら、福祉課まで提出してください。

### 児童扶養手当

離婚、死別、遺棄等の理由で父または母と生計を同じくしていないか、父または母が一定の障害の状態にある児童(18歳になった年の年度末まで。ただし、一定の障害のある場合は20歳未満)を育てている父または母、もしくは主に生計を維持している養育者に支給されます。

次のような場合は手当を受けることはできません。

- ▶ 申請する方や児童が日本国内に住所がないとき。
- ▶ 児童が児童福祉施設などに入所しているとき。
- ▶ 児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者含む)に養育されている。もしくは生計を同じくしているとき。

### 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の児童を育てている方のうち、主に生計を維持している方に支給されます。

次のような場合は手当を受けることはできません。

- ▶ 申請する方や児童が日本国内に住所がないとき。
- ▶ 児童が児童福祉施設などに入所しているとき。
- ▶ 児童が障害による公的年金を受けることができるとき。

※必要書類や受給要件等の詳細は、お問い合わせください。

## 育児支援ヘルパーを派遣します

問 福祉課 Tel.0493-62-0716

家事や育児を支援するヘルパーを派遣します。対象となるのは、町内に住所があり、同居の家族または他の親族等から援助を受けられず、次のいずれかに該当し、家事または、育児が困難な方です。

- ▶ 妊娠中の方 ▶ 産褥期の方
- ▶ 0歳から小学6年生までの児童の保護者で、病気等により養育に支障があると認められる方

### サービス内容

家事支援…調理、洗濯、清掃、買い物等  
育児支援…沐浴の補助、授乳、おむつ交換等

### 利用時間・回数等

派遣時間 平日8時から18時  
利用時間 1日2時間(週5日)※月40時間まで

利用期間 利用開始から3か月間まで

利用者負担 1時間700円

※生活保護世帯、非課税世帯、ひとり親世帯(児童扶養手当受給者)は無料

※育児支援ヘルパー派遣希望の方は、福祉課までご相談ください。



## ～子ども達の未来のために～

### 嵐山町教育委員会における 嵐山町立小・中学校再編整備に関する基本的な考え方

嵐山町立小中学校再編についての嵐山町教育委員会の基本的な考え方の「1. 答申を受けて目指す学校像」を広報嵐山令和5年5月号にてお知らせしました。今回はその続きとして「2. 学校の位置～5. 通学方法について」までをお知らせします。

- 2. 学校の位置** 現在の菅谷小学校・中学校敷地とします。
- 3. 施設の形態** 施設一体型、施設分離型等を今後検討します。
- 4. 施設の規模等** 今後の生徒数見込みから、小学校20学級、中学校12学級を予定しています。特別支援学級については、今後精査していきます。
- 5. 通学方法について** 遠距離での通学を余儀なくされる児童生徒の負担軽減のために通学用バス等を準備します。

※今後、さまざまな調査検討等の結果によっては変更する可能性があります。

※「嵐山町教育委員会における嵐山町立小・中学校の再編整備に関する基本的な考え方」は、町ホームページにて全体を閲覧できます。

※再編整備に関する基本的な考え方「6. 備考」は来月掲載いたします。



詳しくは  
こちらから

学校再編に関してご意見ご質問などのある方は、町ホームページ内「町政のご意見箱」、役場、図書館、ふれあい交流センター、生き活きふれあいプラザやすらぎ、B&G海洋センターに設置されている「町民の声ボックス」へお願いします。  
問 教育総務課 Tel.0493-62-0823

## 教育の広場

### 3歳児保育が始まりました

令和5年度、嵐山幼稚園で3歳児保育がスタートしました。大きな園服に袖を通し、まだ幼い子供たちが保護者の方と一緒に幼稚園にやってきました。入園式は、3歳児・4歳児合同で行い、3歳児は保護者の方と一緒に座りました。名前を呼ばれると小さい声ながらも返事をしてくれる子供たちでした。



問 嵐山幼稚園 Tel.0493-62-2108



さて、いよいよ幼稚園生活の始まりです。幼稚園に来ると、タオルをかけたり、園服を脱いだり、自分ですることがたくさん待っています。教師が各箇所につき、一つ一つ丁寧に関わっていきます。支度が終わると、元気よく園庭へと飛び出していく子供たちです。滑り台をしたり、ブランコをしたり、砂場で遊んだり、各々が、好きな遊びを見つけ、楽しんでいきます。幼稚園は楽しいところと理解してきたようで、少しずつ笑顔が増えている子供たちです。3歳・4歳・5歳とつながる保育を意識し、教師一丸となって嵐山町の宝である、子供たちを育てていきます。

